◎新潟県告示第４号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第２項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師の指定を辞退した。

令和８年１月６日

新潟県知事　　花　角　　英　世

氏　名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
巻島　由紀子	整形外科 リウマチ科	齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478番地２	令和７年11月30日
阿部　聰	脳神経外科	三之町病院	三条市本町５丁目２－30	令和７年11月30日